

チュニジア
意匠令(登録)

意匠の寄託に係る手続及び意匠国家登録簿への記入に係る手続を定める

2001年7月11日の命令 No. 2001-1604

施行：2001年7月20日

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条

第1条

意匠の寄託に係る出願には、次に掲げるものを含めるものとする。

(1) 工業所有権について責任を有する機関が作成した様式を使用して作成した寄託宣言2部。

この宣言においては、なканずく次に掲げる事項を明記するものとする：

- 寄託者の身元及び宛先，
- 寄託に含まれる意匠の数並びに意匠それぞれについてその主題，関連する図形又は写真による見本の数及び標題，
- 必要に応じ，外国における先の寄託に付随する優先権に係る寄託者の主張の表示。

(2) 意匠の図形又は写真による見本2部。

見本には，記録の目的で簡潔な説明を添えることができる。

(3) 所定手数料の納付の証拠。

(4) 代理人が存在する場合は，代理人の委任状。

(5) 優先権を主張する場合は，先の寄託の公式の謄本及び工業所有権の保護に関するパリ条約の非加盟国又は世界貿易機関の非加盟国の国民である寄託者に関しては，優先権主張に係る証拠。

これらは，チュニジアにおける寄託日から3月以内に，工業所有権について責任を有する機関に送付する。

これらの手続が守られない場合は，当該所有権に係る主張は無効とみなす。

単一の寄託において50件を超える意匠を対象とすることはできない。当該の意匠は，すべて同一の分類の商品に係るものでなければならない。

第2条

工業所有権について責任を有する機関は，寄託物を受領した後，日付及び寄託番号を宣言に記載する。工業所有権について責任を有する機関は，寄託物の受領証を寄託者に送付する。

寄託番号に記載しないか又は該当する場合に所定手数料の納付の証拠が添付されていないすべての通信又はその後の事物の寄託は認められない。

第3条

各寄託物について，次に掲げる事項を意匠国家登録簿（以下「登録簿」という）に記入する：

- (1) 寄託者の身元，寄託物の参考事項及び寄託物の存続又は範囲に影響を及ぼすその後のすべての行為，
- (2) 意匠の所有権又はそれに付随する権利の享有及び所有権が主張される場合は相応する譲渡証書を何らかの方法で修正する行為，
- (3) 名称，法的地位又は寄託者の宛先の変更及び記入事項に影響を及ぼす実質的な誤りの更正。

第4条

第3条(1)にいう情報は，工業所有権について責任を有する機関の判断又は寄託を無効

と宣言する最終的裁定の場合は当事者の一方の請求に基づいて登録簿に記入する。

第5条

使用权の付与、質権の譲渡又は質権の放棄、差押、差押の確認及び解除等の、第3条(2)にいう行為であって意匠の所有権又はそれから生じる権利の享有を修正するものは、当該行為の当事者の一方の請求に基づいて登録簿に記入する。

第6条

名称、宛先及び法的地位の変更並びに実質的な誤りの更正は、寄託物の所有者の請求に基づいて登録簿に記入するものとする。

ただし、これらの変更及び更正が先に登録簿に記入された行為に関わるものである場合は、当該行為の何れの当事者も当該請求を行うことができる。

第7条

登録簿記入のファイルには、次に掲げるものを含める：

- 記入請求書2部、
- 記入の証拠を提示する書類、
- 所定手数料の納付の証拠、
- 該当する場合は、委任状。

第8条

産業大臣は、チュニジア共和国官報に公告される本令の施行について責任を有する。